

組織部速報

2020年10月16日

No. 2

2020年度年末手当 要求を申し入れる!!

基準内賃金×

2.9カ月分

回答指定日：11月12日（木曜日）とする。

支払指定日：12月 7日（月曜日）とする。

中央本部は本日、会社に対して2020年度年末手当の申し入れを行ない、「基準内賃金×2.9カ月分」を要求しました。申し入れに際して、高木委員長より「新型コロナウイルスの終息に目処が立たない中、現場で働く組合員は「指定公共機関」という使命を全うするため、感染リスクの高い中、日夜業務を担っている。社員に感染者が出ていないのは公私に亘って感染対策を実施してきた必然的結果である。また、常態化する欠員での輸送障害対応で組合員の負担は年々増加している。会社経営陣は組合員のおかれたこれらの現実を受け止め、これまでの労苦に報いる責務がある」と述べ、要求書を提出しました。

職場の現実を訴えて要求満額をかち取ろう!!